

【参考】令和４年度包括外部監査（債権管理に関する事務の執行について）
指摘・意見事項に対する措置について検討中のもの

報告書 ページ	所属 名称	No.	区分	名称等	指摘 事項等	意見事項	対応状況
38	複数共通 (収納課)	1	呉市債権管理マニュアルおよび様式集	—	意見	呉市債権管理マニュアルおよび同別冊《様式集》の分割納付誓約書に関する部分に関し、分割納付誓約書を提出した場合であっても遅延損害金が発生し続ける旨を明記するのが望ましい。	検討中
41	複数共通 (収納課)	2	呉市債権管理マニュアルおよび様式集	—	指摘	私債権に関し、遅延損害金がほとんど徴収されていない状況を是正し、少なくとも今後発生する私債権に係る遅延損害金について原則として徴収すべきである。全庁的に共通認識を持って上記取扱いを行うため、呉市債権管理マニュアルを再整備すべきである。	検討中
42	複数共通 (収納課)	2	遅延損害金の切捨て	—	意見	自治法等との適合性に留意しつつ、一定の要件のもとに遅延損害金を切り捨てて計算する条例の規定を定めること等を検討することが望ましい。	検討中
53	総務課	4	遅延損害金等の徴収	特別定額給付金遡及取消しによる過払分	指摘	請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。	検討中
53	総務課	5	財産調査・履行延期の特約等の措置	特別定額給付金遡及取消しによる過払分	指摘	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
55	人事課	8	財産調査・履行延期の特約等の措置	安浦土地開発公社に係る損害賠償金	意見	再度、費用対効果を考慮した可能な財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得すべきである。その状況から月額１万円の分割弁済の妥当性を検討し、必要に応じて履行延期の特約等の措置をとるべきである。	検討中
55	人事課	9	遅延損害金等の徴収	安浦土地開発公社に係る損害賠償金	意見	履行延期の特約をしないのであれば、今後生じる遅延損害金は徴収すべきである。	検討中

報告書 ページ	所属 名称	No.	区分	名称等	指摘 事項等	意見事項	対応状況
57	人事課	10	遅延損害金等の徴収	職員手当過年度戻入	意見	職員手当過年度戻入につき、非強制徴収公債権として扱うべきか私債権として扱うべきかを精査した上、私債権として扱うべき場合にはこれにふさわしい時効管理および遅延損害金の請求をすべきである。	検討中
57	人事課	6	財産調査・履行延期の特約等の措置	職員手当過年度戻入	指摘	財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得するべきである。真に資力がなければ履行延期の特約または処分をするべきである。資力のある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとるべきである。	検討中
61	行政改革 デジタル 推進第1課	7	財産調査・履行延期の特約等の措置	有線放送施設 使用料（豊 浜）	指摘	既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令171条の6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	検討中
63		9		有線放送施設 使用料（豊）			
67	管財課	11	遅延損害金等の徴収	貸地料	指摘	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収するべきである。なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。	検討中
257	環境政策課	30		ごみ処理手数料			
67	管財課	14	財産調査・履行延期の特約等の措置	貸地料	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令171条の6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。 費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中

報告書 ページ	所属 名称	No.	区分	名称等	指摘 事項等	意見事項	対応状況
169	福祉保健 課	13	遅延損害金等の徴収	災害援護資金 償還金	指摘	原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、「災害その他やむを得ない理由」の要件を厳格に調査・判断すべきである。	検討中
173		15		住宅整備資金 償還金			
201	保険年金 課	18	財産調査・履行延期 の特約等の措置	返納金	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	検討中
219	病院事業 課	21	財産調査・履行延期 の特約等の措置	診療等未収金	指摘	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
219	病院事業 課	22	遅延損害金等の徴収	診療等未収金	指摘	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。	検討中
223	生活支援 課	29	財産調査・履行延期 の特約等の措置	現年度戻入金	意見	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	検討中
225	生活支援 課	30	財産調査・履行延期 の特約等の措置	過年度戻入金	意見	担当課は、生活保護が廃止された債務者に対し、財産調査を行っていない。しかし、適切な債権回収のためには債務者に対する財産調査は不可欠である。生活保護廃止の理由が、逮捕・勾留の場合に調査が困難であるのはやむを得ないとしても、その他の場合には債務者の財産調査を適切に行うべきである。	検討中

報告書 ページ	所属 名称	No.	区分	名称等	指摘 事項等	意見事項	対応状況
227	生活支援課	32	財産調査・履行延期の特約等の措置	生活保護返還金	意見	担当課は、生活保護費の支給を廃止した債務者に対して改めて財産調査を行っていない。債務者は、従前、生活保護費を受給していた者であり、債権回収が可能な事例は少数であると想定されるものの、収入増加によって生活保護費の支給が廃止された場合等においては債権回収の可能性もある以上、費用対効果を考慮しながら可能な限り債務者からの財産調査を行い、その上で債権回収の是非を検討すべきである。	検討中
231	こども支援課	34	財産調査・履行延期の特約等の措置	母子父子寡婦福祉資金貸付金	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとるべきである。資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して委託や法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、「災害その他やむを得ない理由」のない限り、違約金の徴収が必要となる。	検討中
235	こども支援課	25	財産調査・履行延期の特約等の措置	放課後児童会保護者分担金	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の処分（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	検討中
237	こども支援課	26	財産調査・履行延期の特約等の措置	児童扶養手当等資格喪失分	指摘	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
239	こども支援課	27	遅延損害金等の徴収	子育て世帯臨時特例給付金返還金	指摘	請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について今更請求することは信義則等に違反する可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。	検討中
239	こども支援課	28	財産調査・履行延期の特約等の措置	子育て世帯臨時特例給付金返還金	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中

報告書 ページ	所属 名称	No.	区分	名称等	指摘 事項等	意見事項	対応状況
243	こども施設課	36	債権の分類	副食費	意見	債権の性質およびこれに基づく取扱いの方法を確認しておくことが望ましい。私債権として扱う場合はこれにふさわしい時効管理および遅延損害金の請求をすべきである。	検討中
243	こども施設課	29	財産調査・履行延期の特約等の措置	副食費	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。私債権として扱う場合において、費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応するときには、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
335	住宅政策課	33	遅延損害金等の徴収	危険空き家の緊急安全措置業務委託費	指摘	遅延損害金について請求すべきである。	検討中
335	住宅政策課	34	財産調査・履行延期の特約等の措置	危険空き家の緊急安全措置業務委託費	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
343	住宅政策課	36	遅延損害金等の徴収	店舗使用料	指摘	滞納者に対し、遅延損害金を請求すべきである。	検討中
345	住宅政策課	52	その他	住宅新築資金等貸付金	意見	担当課は、滞納者の資産・収入に関する調査をほぼ行っていない。設定している抵当権についても実行したことがない。さらに連帯保証人への請求もほぼ行っていない。これらの債権管理によって消滅時効期間が満了した債権が多い状態である。担当課は、滞納者への対応マニュアルを整備し、それに従った債権回収を徹底すべきである。	検討中
357	上下水道局営業課	38	遅延損害金等の徴収	水道料金	指摘	滞納者に対しては、遅延損害金について請求すべきである。	検討中

報告書 ページ	所属 名称	No.	区分	名称等	指摘 事項等	意見事項	対応状況
357	上下水道 局営業課	39	財産調査・履行延期 の特約等の措置	水道料金	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
361	上下水道 局営業課	41	遅延損害金等の徴収	水洗便所改造 資金貸付償還 金	指摘	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について今更請求することは信義則等に違反する可能性があることも検討する必要がある。	検討中